

# 教職員互助会から事業のお知らせです

教職員互助会では、令和4年度から「**育児支援金**」を実施しています。

また、令和3年度から「**ドック負担金補助事業**」と「**予防接種負担金補助事業**」を実施しています。

「**ドック負担金補助事業**」は、**今年度受診分から自動給付**となりましたが、「**育児支援金**」と「**予防接種負担金補助事業**」は、会員のみなさまから請求書の提出が必要ですので、請求忘れのないようご注意ください。

これらの他、10ページに記載のとおり給付事業、厚生事業、貸付事業等を実施しています。

**育児支援金** (令和4年4月1日以降に育児休業に係る子について初めて育児休業を取得する会員が対象)  
会員が、5日以上育児休業を取得した場合

給付事業

**補助額** **20,000円**  
(同一の子1人につき、1回限り)

**提出書類**

- 育児支援金請求書
- 育児休業の承認に係る辞令の写し等、育児休業を5日以上取得したことが確認できる書類



- ※**注意事項**
- (1) 請求書は、5日以上育児休業を取得し、かつ5日経過後に提出してください。
  - (2) 育児休業を分けて取得した場合、合わせて5日以上取得すれば給付します。
  - (3) 双子などの多胎児の場合は、子1人につき請求書を1枚提出してください。
  - (4) 夫婦とも会員で、条件を満たした場合は、それぞれの会員に給付します。

**予防接種負担金補助事業** (令和3年度受診分から対象)

会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき

**補助額** **1,000円**(年度内1回)

**提出書類**

- 予防接種負担金補助請求書
- 医療機関が発行する領収書等(コピー可)



**ドック負担金補助事業** (令和3年度受診分から対象)

会員が、公立学校共済組合青森支部等が実施する「**宿泊ドック**」又は「**一日ドック**」を受診し自己負担したとき、自己負担金の一部を補助

令和5年度受診分より、公立学校共済組合員である会員の場合、共済組合から提供される受診者情報により給付該当者を決定のうえ**自動給付**しますので、請求手続きは不要です。

ただし、令和3、4年度受診分を請求する場合、また、共済組合員以外の会員の場合は、請求書等の提出が必要ですのでご注意ください。

厚生事業

**補助額** 宿泊ドック **10,000円**  
一日ドック **3,000円**

**提出書類**

- ドック負担金補助請求書
- 医療機関が発行する領収書(コピー可)



## 「施設利用補助」の実施方法について

「施設利用補助」の実施方法について、令和2年度から、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合に加え、「**指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合**」も補助するよう対象施設を拡大し、実施しています。

### 1 実施方法

会員または被扶養者が互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、「施設利用補助金請求書」に領収書を添付のうえ、互助会に請求する。

### 2 補助額

一人1泊につき、1,000円を補助する。

会員一人につき、年度内3,000円を限度とする。ただし、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。

### 3 注意事項

(1) 請求書提出の際は、右記①～⑥をすべて満たしている領収書(原本)を添付してください。

一つでも欠けている項目がある場合は、その内容がわかる書類を添付してください。添付できる書類がない場合は、請求者が領収書の余白に記入してください。

- ① 宿泊者氏名(フルネーム) ② 宿泊年月日及び泊数  
③ 宿泊施設名 ④ 宿泊人数 ⑤ 宿泊料金

⑥ 宿泊した旨が分かる記載(宿泊代として、一泊二食プランなど。)

※請求書を提出する前に、ホームページのQ&Aをご確認ください。不備の場合、返送することがあります。

(2) 令和2～4年度宿泊分で未請求分がある場合は、年度内限度額(3,000円)に達していない場合に限り請求できますが、宿泊日から3年以内のものに限りです。

青森県教職員互助会 017-734-9914



互助会ホームページ